

防災士スキルアップセミナー

土砂災害への備えや防災士の自主防災組織での活動についての講演、避難所運営ゲーム (HUG) のワークショップを予定しています。

日時 10月26日(日)12時～15時30分 受付11時45分～ **場所** 釜石PIT
対象 市内在住または在勤の防災士の資格所有者 **定員** 50人 (先着順)
申し込み 申込用紙は市防災危機管理課、各地区生活応援センターに備え付ける他、市ホームページからダウンロードできます。10月15日(火)までに市防災危機管理課または各地区生活応援センターに提出してください。

問い合わせ 市防災危機管理課 ☎27-8441

受講生
募集

参加
無料

キャッシュレス決済
ポイント還元事業

事業者向け説明会



市は、11月1日(土)から、対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay」で決済した場合に、PayPay ポイントを付与するキャンペーンを実施予定です。それに伴い、PayPay決済システムの導入を検討している市内事業者向け説明会を実施します。

日時 9月24日(水) ①10時30分～11時30分 ②13時30分～14時30分
場所 イオンタウン釜石2階 (大戸屋隣)

問い合わせ 市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421

「OK はまゆりネット」カードを持っていますか？

「OK はまゆりネット」は、釜石市と大槌町内の医療機関、介護事業所などで運用している医療情報ネットワークです。患者さんの診療情報や介護関連情報などを関係機関の間で迅速に共有し、円滑な医療・介護サービスの提供に役立てる他、重複投薬や重複検査を省くことも期待できます。

情報の共有を承諾した人にカード(無料)を発行しています。県立釜石病院に受信歴のある人が対象です。詳しくはホームページをご覧ください。



問い合わせ NPO法人釜石・大槌地域医療連携推進協議会(釜石医師会内) ☎23-7875

ふくしピック 56

「手話施策推進法」が成立しました

日本初の手話に関する法律「手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)」が6月25日に施行されました。この法律は、手話が重要な意思疎通の手段であることを明記し、手話に関する施策を総合的に推進するもので、基本理念、基本施策を定めています。

基本理念では、手話の習得・使用に必要な環境の整備や、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにすること、手話に関する国民の理解と関心を深めることを明記しています。

基本施策は、手話を必要とする子どもの手話の取得の支援や、学校での手話による教育、手話を必要とする中途失聴者などへの手話に関する情報や学習機会の提供などがあります。

市は、令和3年6月に「釜石市手話言語条例」を制定し、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人々が共生できる地域社会の実現を目指し、手話の推進に取り組んでいます。

今後も手話への理解と関心を広めていきたいと思います。

問い合わせ 市地域福祉課 障がい福祉係 ☎22-0177

第16回かまいし仙人峠マラソン大会

日時 10月26日(日) ※小雨決行(中止の場合は防災行政無線でお知らせ)
 受付 8時～9時 開会式 9時10分～9時30分
 スタート 峠コース(17.2km) 10時～
 10kmコース 10時10分～

場所 旧釜石鉱山事務所周辺発着
 ※市道大橋1号線・一般国道283号
 (甲子町大橋～仙人トンネル釜石側入口)

参加資格 令和7年10月26日時点で満16歳以上の男女

参加料 一般(峠コース約17.2km) 5,500円

一般(約10km) 5,000円

高校生(コース問わず) 2,500円

申込方法 ①インターネット(RUNET)

②郵便振替 口座記号番号「02240-0-121958」

加入者名「大会エントリーセンター かまいし仙人峠マラソン大会」

申込締切 9月28日(日)



市ホームページ



RUNET

問い合わせ かまいし仙人峠マラソン大会実行委員会(釜石市体育協会) ☎23-1061

救急法各種講習

受講者
募集

応急手当の基本、人工呼吸や胸骨圧迫の方法、AEDの使い方、日常生活における事故防止の他、災害時の心得などについての知識と技術を習得するための講習会を開催します。

	基礎講習	救急員養成講習
日時	10月18日(土)12時30分～17時	10月25日(土)～26日(日)9時30分～17時
受講資格	満15歳以上の者	基礎講習修了者 ※資格の有効期間内であること
受講費用	1,500円	2,100円
申込期限	10月14日(火)	10月21日(火)

◆場 所 青葉ビル 研修室

◆定 員 各20人

申し込み・問い合わせ 日本赤十字社岩手県支部事業推進課 ☎019-638-3610

証明書の様式が変わります

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年9月16日から、証明書が国の定める様式に変更となります。

変更となる主な証明書

帳票名	問い合わせ
課税証明書、所得証明書 ※ 営業証明書、軽自動車税種別割納税証明書	市税務課 市民税係 ☎27-8481
資産評価証明書、資産公課証明書、無資産証明書	市税務課 資産税係 ☎27-8489
納税証明書	市税務課 管理係 ☎27-8417
住民票、印鑑登録証明書	市市民課 総合窓口係 ☎27-8450

※これまで所得・課税・扶養証明書の3種類がありましたが、今後は課税証明書が3種類分の証明となります